

パブリック・コメントの結果概要及び意見・意見に対する考え方一覧

ブルーギル以外のブルーギル属に属する種、マーレーコッド、ゴールデンパーチ、オヤニラミ属に属する種のうちオヤニラミ以外の種及びブルーギル属に属する種とブルーギル属に属する他の種の交雑により生じた生物を特定外来生物に指定すること等に対するパブリック・コメントを、令和8年6月18日（木）から同年7月17日（金）まで実施した結果、90件の意見提出があり、そのうち本件意見募集の対象となる有効意見は9件であった。

その詳細は次のとおりである。

1. 意見提出者の内訳

	e-Gov（電子）	郵送	合計
個人	45	0	45
団体	0	0	0
不明	45	0	45
計	90	0	90

2. 意見件数

全 90 件（うち有効意見 9 件）

【テーマ別の意見件数】

- （1） 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する御意見：8件
- （2） 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」及び「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件の一部を改正する案」に対する御意見：1件

御意見・御意見に対する考え方 詳細

1. 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する御意見

番号（提出順）	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	案に賛成であり、速やかに対応してほしい。	政令、省令及び告示の改正に係る手続を進めてまいります。
2	今回の改正に賛成する。種の追加に加え、罰則及び取締りを強化してほしい。	政令、省令及び告示の改正に係る手続を進めてまいります。罰則及び取締に係る御意見は今後の施策の参考といたします。
3	追加指定種や交雑種の定義を明確にし、既存飼育個体への経過措置、教育・研究目的の取扱い、十分な周知及び移行期間を設けてほしい。	今般の政令改正により新たに特定外来生物に追加される種類については、改正政令の施行に合わせて、環境省ウェブページ上に同定マニュアルを公開いたします。改正政令施行時に現に飼養等をしている個体については、外来生物法に基づく許可を受けることにより、継続して飼養等することが可能です。また、改正政令附則において経過措置を設けており、施行後6月又は許可等の処分がある日までの間は、引き続き飼養等することが可能です。これらの規定について、適切な周知に努めてまいります。
4	マーレーコードは、通常の特定外来生物ではなく、まずは条件付特定外来生物に指定すべきではないか。	特定外来生物被害防止基本方針に定める、外来生物法附則第5条第1項の規定に基づき当分の間、必要な条件を付して適用しないこととする特定外来生物（いわゆる条件付特定外来生物）の選定要件に、マーレーコードは該当しないため、原案どおりといたします。
5	対象魚種を指定しても、別の外国産魚類が放流される可能性があるため、外国産の大型肉食魚を一律に指定又は野外での魚釣りそのものを違法化すべきである。	特定外来生物については、特定外来生物被害防止基本方針に定める特定外来生物の選定に関する基本的な事項に沿って、我が国の生態系等に被害を及ぼし、又はおそれがある外来生物について、学識経験者の意見を聴取し、随時選定してまいります。

6	指定後の運用に当たっては、一律の対応ではなく、地域の実情、これまでの管理実績及び地域住民との合意形成を考慮してほしい。	今回追加される特定外来生物の防除等に当たっては、地域の状況を踏まえ、関係者と連携して取り組むことが重要であると考えています。いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
7	マーレーコッド、ゴールデンパーチ、サンフィッシュ類等の指定について、科学的根拠やこれまでの制度効果を示すとともに、教育・研究・展示及び適正飼育の機会を確保し、登録制度等の代替的な管理手法も検討すべきである。	特定外来生物については、特定外来生物被害防止基本方針に定める特定外来生物の選定に関する基本的な事項に沿って、我が国の生態系等に被害を及ぼし、又はおそれがある外来生物について、学識経験者の意見を聴取し、随時選定してまいります。いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
8	ゴールデンパーチの定着可能性について、成魚の低水温耐性だけでなく、洪水や増水等の産卵条件が日本の水域で満たされるかを検討した上で評価すべきである。	ゴールデンパーチについては、学識経験者の意見、原産地における生態的特性や生息環境に関する知見等を踏まえ、河川や湖沼に導入されれば定着し、在来生物の捕食によって、在来生物の種の存続又は我が国の生態系に関し、重大な被害を及ぼすおそれがあるものと評価しています。

2. 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」及び「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件の一部を改正する案」に対する御意見

番号（提出順）	御意見の概要	御意見に対する考え方
9	既存飼養個体について、飼養施設基準への適合に十分な猶予を設け、殺処分ではなく譲渡・移送等を優先すべきである。また、人工池沼型施設等を施設基準から除外することや、経過措置に関する規定の削除を見直してほしい。	改正政令施行時に現に飼養等をしている個体については、外来生物法に基づく許可を受けることにより、継続して飼養等することが可能です。また、改正政令附則において経過措置を設けており、施行後6月又は許可等の処分がある日までの間は、引き続き飼養等することが可能です。特定飼養等施設の基準の細目については、現時点での国内での利用実態を参考に規定することとしています。